

秋田県警察本部訓令第13号

秋田県警察の術科訓練に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和59年3月22日

秋田県警察の術科訓練に関する訓令の一部を改正する訓令

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、警察職員の旺盛な士気と現場執行の基盤となる体力、気力の錬成及び術科の技能の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において術科とは、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、救急法、点検、礼式、教練及び体育をいう。

(術科訓練の義務)

第3条 警察職員は、平素から術科訓練を反復して行い、体力、気力及び技能の向上に努めなければならない。

第2章 術科訓練体制等

(訓練責任者)

第4条 各所属に訓練責任者を置き、所属長をもって充てる。

2 訓練責任者は、術科訓練を効果的に推進しなければならない。

(訓練推進責任者)

第5条 各所属に訓練推進責任者を置き、次長、副所長、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。

2 訓練推進責任者は、訓練計画を策定するなど、術科訓練を計画的かつ円滑に推進しなければならない。

(術科師範)

第6条 術科師範は、術科訓練に関する指導を統括する。

(術科教師)

第7条 警務部教養課（以下「教養課」という。）に、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃の種目別に術科教師を置く。

2 術科教師は、術科に関する専門的知識及び技能を有する原則として警部補以上の階級にある警察官をもって充て、警察本部長（以下「本部長」という。）が指名するものとする。

3 教養課長は、必要の都度、術科教師を警察署等に派遣して指導に当たらせるものとする。

(指導者)

第8条 警察本部（以下「本部」という。）及び警察署に、柔道、剣道、逮捕術、拳銃、救急法及び体育の種目別に指導者を置く。

2 指導者は、訓練責任者等の指揮を受け、各所属で行う術科訓練の指導及び教養に当たるほか、術科師範及び術科教師を補助するものとする。

3 指導者は、原則として次の各号に掲げる資格を有する巡查部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する職にある警察行政職員で、優れた指導力を有する者を充て、本部

においては教養課長、警察署においては警察署長（以下「署長」という。）の推薦に基づき、警務部長が指名するものとする。

- (1) 柔道及び剣道にあつては、3段以上の段位を有する者
  - (2) 逮捕術にあつては、逮捕術技能検定上級位を有する者
  - (3) 拳銃にあつては、拳銃操法技能検定上級位を有する者
  - (4) 救急法にあつては、救急法技能検定上級位を有する警察官又は日本赤十字社赤十字救急法指導員若しくは赤十字救急法救急員の資格を有する警察職員
  - (5) 体育にあつては、専門的知識を有する警察職員
- 4 署長は、前項の資格基準に該当する職員がない場合は、教養課長と協議するものとする。

（術科特別訓練員等の指名等）

第9条 本部長は、毎年度、教養課長の推薦に基づき、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃に係る術科特別訓練員及び監督を指名し、指名書を交付するものとする。

- 2 教養課長は、術科特別訓練員の訓練を効果的に実施するため、年間訓練計画を策定して訓練に当たらせるものとする。

（部外大会への参加）

第10条 術科の振興及び術科技能の向上を図るため、教養課長は術科特別訓練員を、所属長は所属職員を、部外団体が主催する大会等に参加させることができる。

- 2 教養課長は、術科特別訓練員を全県規模以上の大会等に参加させるときは、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

（部外講師の委嘱）

第11条 警務部長は、術科訓練の効果的推進を図るため、本部又は警察署の術科指導講師（以下「部外講師」という。）として、部外の適任者を委嘱することができる。

- 2 教養課長及び署長が部外講師を委嘱するに当たっては、部外講師推薦書（様式第1号）により、警務部長に推薦しなければならない。
- 3 部外講師の委嘱は、委嘱書（様式第2号）を交付して行い、その期間は1年とする。

（名誉師範の称号授与）

第12条 本部長は、県警察の柔道又は剣道の技能向上に多大な実績を収めた功労者に、県警察の名誉師範の称号を授与することができる。

### 第3章 術科訓練

（通常訓練）

第13条 署長は、術科訓練日を設け、柔道、剣道、逮捕術又は体育の訓練を週1回以上実施するほか、拳銃及び救急法の教養又は訓練を年1回以上実施するものとする。また、随時、体力錬成を推進し、所属職員の基礎体力の向上を図るものとする。

- 2 教養課長は、術科訓練日を指定して、本部の警察職員の訓練を推進しなければならない。
- 3 所属長は、所属職員の術科訓練を指導督励するものとする。

（特別訓練）

第14条 教養課長及び署長は、原則として冬期及び夏期に、柔道、剣道又は逮捕術の特別訓練を10日以上実施するものとする。

- 2 前項の特別訓練については、警務部長に実施結果を報告しなければならない。
- 3 警務部長は、特別訓練期間中皆勤した者に警務部長賞誉（様式第3号）を授与するものとする。ただし、警備部機動隊、警察学校の警察官及び柔道、剣道、逮捕術の術科特別訓練員を除くものとする。

（記録、報告及び訓練低調者への措置）

第15条 所属長は、通常訓練及び特別訓練の都度、実施結果について、術科訓練管理システムにより教養課長を経て、警務部長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、術科訓練の実施状況を管理し、訓練低調者については、補完訓練等の措置を講じなければならない。

（検定及び審査）

第16条 術科の技能検定、柔剣道の段級審査、警察官の体力検定等に関し必要な事項については別に定める。

#### 第4章 術科大会

（全県術科大会）

第17条 術科の振興と技能の向上を図るため、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃射撃の種目について、全県術科大会を実施するものとし、実施要領は別に定める。

- 2 前項の術科大会において成績優秀な部署及び個人を表彰する。

#### 第5章 安全管理

（術科安全管理委員会）

第18条 安全かつ効果的な術科訓練（試合、検定及び審査を含む。以下同じ。）の推進を図るため、本部に術科安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は委員長及び委員をもって構成し、委員長には警務部長を、委員には、警務課長、監察課長、教養課長、会計課長、厚生課長、機動隊長及び術科師範を充てる。
- 3 委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 術科安全管理の基本となるべき対策に関すること。
  - (2) 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。
  - (3) 安全教育に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、安全かつ効果的な術科訓練を推進するために必要な措置に関すること。
- 4 委員会は、委員長が必要と認めるとき開催し、委員長に事故あるときは、教養課長がその職務を代理する。
- 5 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の職員を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 6 委員会の庶務は、教養課において処理する。

（術科安全管理者）

第19条 術科訓練の安全管理を推進するため、本部及び警察署に、術科安全管理者を置く。

- 2 術科安全管理者には、本部（警察学校を除く。）にあつては教養課長を、警察学校にあつては学校長を、警察署にあつては署長を充てる。
- 3 術科安全管理者は、次の各号に掲げる任務を行わなければならない。
  - (1) 別に定める術科訓練安全管理の措置基準（以下「安全管理基準」という。）の実施

及び指導監督に関すること。

- (2) 安全管理の実態把握に関すること。
- (3) 事故の調査、検討及び報告に関すること。
- (4) 安全教育及び安全意識の高揚に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が指示した事項に関すること。

(術科訓練時の留意事項)

第20条 術科師範、術科教師及び指導者（以下「術科訓練指導者」という。）は、安全管理基準を遵守するとともに、術科安全管理者の指示に従って、術科訓練の指導に当たらなければならない。

- 2 訓練者は、術科訓練に関する各種規定を遵守するとともに、術科安全管理者及び術科訓練指導者の指示に従って真摯な態度で統制ある訓練を行い、受傷事故の防止に努めなければならない。

(事故報告)

第21条 術科安全管理者は、術科訓練中に受傷事故が発生（軽微な受傷を除く。）した場合には、術科訓練受傷報告書（様式第4号）により、速やかに教養課長を経て警務部長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 新訓令施行の際、現に名誉師範として委嘱を受けている者は、新訓令による名誉師範の称号を授与したものとみなす。

附 則（昭和62年3月7日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和62年3月10日から施行する。

附 則（平成元年4月27日本部訓令第6号）

この訓令は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成22年3月5日本部訓令第3号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日本部訓令第12号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日本部訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月17日本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月17日から施行する。